

政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会ヒアリング
(国立病院機構)
説 明 資 料

厚生労働省 医政局

平成 19 年 9 月 19 日

独立行政法人国立病院機構の整理合理化案について

I 法人の事業概要

独立行政法人国立病院機構は、全国 146 の病院を一つの法人として運営しており、がん、循環器病、結核、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー児（者）に対する医療、心神喪失者等医療観察法に基づく医療を含む精神科医療、災害医療など、国の医療政策として担うべき医療について全国的なネットワークを形成して取り組むとともに、地域のニーズにあった医療を提供している。さらに、安定的な経営基盤の構築に向けて事業の徹底的な効率化を図り、平成 16 年度から 18 年度までの通期ベースで収支相償を達成した。

II 整理合理化案の概要

1. 事務・事業の見直し内容について

(1) 診療事業

- ① 国立病院機構が担ってきた医療やその向上を図るための臨床研究、教育研修を引き続き実施
- ② 結核、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー児（者）に対する医療をはじめ他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、セーフティーネットの機能を果たす。また、医療安全と患者の QOL の向上に全国規模で戦略的に取り組み、その成果の我が国医療への普及を図る^(注1)。さらに、国の医療分野における重点政策の受け皿となるモデル事業を実施する。

(注1) 例えば、最多の医療事故である転落、転倒骨折に対してそのリスクを徹底分析し、実効ある予防策を全国に発信。

- ③ 医療制度改革に対応した4疾病5事業^(注2)などについて地域医療に一層貢献。特に災害時の医療支援や医師不足地域への支援など機構の全国的なネットワークを活かして確実に対応する。

(注2) 4疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病

5事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療

- ④ 機構の全国的なネットワークにより、幅広い医療分野において診療データを集積するとともに、疫学統計の手法を用いて分析し、総合的な医療の質の向上と均てん化を図る。

(2) 臨床研究事業

質の高い治験など大規模な臨床研究の充実強化により、EBM^(注3)推進の基盤となる医療の科学的根拠を築く。また、医療技術の開発やその臨床導入の受け皿となる体制の更なる整備を行う。

(注3) 根拠に基づく医療(Evidence Based Medicine)

(3) 教育研修事業

質の高い医療従事者の養成、特に、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的医療^(注4)を推進できる医師の育成、地域社会に貢献する教育活動を引き続き実施

(注4) 患者のQOLを最終的に考え、身体的及び生活環境にも配慮しながら行われる、診療科に捉われない総合的な医療

2. 事務事業の民営化、市場化テスト、他法人への移管・一体的実施について

(1) 医業未収金の徴収業務（支払案内、集金代行、相談、調査）について、民間競争入札を実施

(2) 事務事業の民営化、他法人への移管・一体的実施については否

3. 運営の徹底した効率化及び自主性・自立性確保について

引き続き給与水準の見直し、収益に見合った職員配置、本部・ブロック組織の見直しなどによる管理部門の効率化、業務委託分野の拡大、情報公開の推進、内部統制機能の充実強化、診療報酬改定の状況等を踏まえた経営改善努力や資産の有効活用などによる自己収入の増大など

4. 組織の見直しについて

(1) 現在の国家公務員法体系にとらわれないより弾力的な雇用形態（採用、勤務条件等）を活かした組織運営のあり方を含め、より効率的な運営が可能となる非公務員型の独立行政法人への移行に向けての問題点を検討

(2) 経営状況及び地域の医療事情等を考慮し、一般病床^(注5)、結核病床、精神病床^(注6)を含め適切な病床規模による運営を図る。

(注5)重症心身障害児（者）病床及び筋ジストロフィー児（者）病床を除く

(注6)心神喪失者等医療観察法に基づく病床を除く

(3) 国から引き継いだ再編成計画の着実な実施